個人当座勘定規定

当行は、お客さまから当行所定の申込書の提出を受け、当行が承諾することにより、本規定に係る契約が成立するものとします。

第１条（当座勘定への受入れ）

① 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。

② 小切手要件、手形要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。

④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第２条（証券類の受入れ）

① 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金となりません。

② 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第３条（本人振込み）

① 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金となりません。

ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金となりません。

② 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第４条（第三者振込み）

① 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第２条と同様に取扱います。

② 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第３条と同様に取扱います。

第５条（受入証券類の不渡り）

① 前３条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求があり次第その証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。

ただし、第４条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第１項の場合には、本人を通じて返却することも可能です。

② 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第６条（小切手、手形の金額の取扱い）

小切手、手形を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の

金額によって取扱います。

第７条（小切手、手形の支払等）

① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。

② 前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。

③ 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出しまたは引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。

④ 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。

⑤ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。

第８条（小切手、手形用紙等）

① 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。

② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。

③ 前２項以外の小切手または手形については、当行はその支払を行いません。

④ 当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。

⑤ 小切手用紙、手形用紙、または払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

⑥ 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から３か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第９条（支払の範囲）

① 呈示された小切手、手形等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。

② 小切手、手形の金額の一部支払は行いません。

第 10 条（支払の選択）

同日に数通の小切手、手形等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第 11 条（過振り）

① 第９条の第１項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて小切手、手形等の支払をし

た場合には、当行からの請求があり次第直ちにその不足金を支払ってください。

② 前項の不足金に対する損害金の割合は年 10%（年 365 日の日割計算）とし、当行所定の方法によって計算します。

③ 第１項により当行が支払をした後に当座勘定に受入れ、または振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。

④ 第１項による不足金、および第２項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することが可能です。

⑤ 第１項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第 12 条（手数料等の引落し）

① 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。

② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。

第 13 条（支払い保証に代わる取扱い）

小切手の支払保証は行いません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

第 14 条（署名鑑の届出）

① 小切手、手形および諸届け書類は、必ず自署によることとし、その署名鑑は当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。

② 代理人により取引をする場合には、本人から代理人の署名とその自署した署名鑑を前項と同様に届出てください。

第 15 条（届出事項の変更）

① 小切手、手形、小切手用紙、約束手形用紙を失った場合、または氏名、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。

② 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

③ 第１項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 16 条（署名鑑照合等）

① 小切手、手形、払戻請求書または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、手形、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

② 小切手、手形として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第８条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

③ この規定および別に定める小切手用法、手形用法に違反したために生じた損害
についても、第１項と同様とします。

第 17 条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形）

① 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件をできるか

ぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 18 条（線引小切手の取扱い）

① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

② 前項の取扱いをしたため、小切手法第３８条第５項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、本人に求償できるものとします。

③ 代理人が自己の名義で振出したものについても前項と同様当行はその責任を負わず、また、本人に求償できるものとします。

第 19 条（自己取引手形等の取扱い）

① 手形の裏面に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることが可能です。

② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 20 条（利　息）

当座預金には利息をつけません。

第 21 条（残高の報告）

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第 22 条（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第 23 条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第 24 条第３項第１号、第２号および第２号のａからｅおよび第３号ａからｅのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 24 条第２項第１号、第２号および第２号のａからｅまたは第３号ａからｅの一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第 24 条（解約）

① この取引は、本人の都合でいつでも解約することが可能です。ただし、当行に対する解約の通知は本人の署名した書面によるものとします。

② 当行は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合、または支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することが可能です。

③ 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

１．当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

２．本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他こ

れらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した者

ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

ｄ．暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

３．本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

ａ．暴力的な要求行為

ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

ｅ．その他前各号に準ずる行為

④　当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

⑤　本人が手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第 25 条（取引終了後の処理）

①　この取引が終了した場合には、その終了前に振出された小切手、約束手形または引受けられた為替手形であっても当行はその支払義務を負いません。

②　前項の場合には、未使用の小切手用紙、手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第 26 条（手形交換所規則による取扱い）

①　この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

②　関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第７条の第１項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。

③　前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 27 条（規定の変更）

①　この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、民法第 548 条の４の規定に基づき変更するものとします。

②　前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。

③　前二項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以　　上

(2025.4.1)

個人当座小切手用法

1　この小切手用紙は、当店における貴方（または代理人）名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

2　小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。
　なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。

3　小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、お名前は明瞭に自署してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

4　(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。

(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1,2,3,…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには「※」、「☆」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「,」を印字してください。
　なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4) 金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

5　金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所に姓だけをお書きください。ただし、訂正の記載などが、金額欄、銀行名、QR コード欄に重なることがないようにしてください。

6　小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記が QR コード欄に重なることがないようにしてください。

7　小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。

8　小切手用紙は、当行所定の受取書に自署のうえ請求してください。

以　　上

(2022.11.4)

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6		7			8	
漢数字	壹	壱	弌	弐	弍	貳	貳	参	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌
	9		10		100			1,000			10,000										
漢数字	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬									

〈その他〉　金、円、圓（円の異体字）、億

※　お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

約束手形用法

1　この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

2　手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名捺印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。
　なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。

3　振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

4　(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。

(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1,2,3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終わりには「※」、「☆」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「,」を印字してください。
　なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4)　金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

5　金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を押印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QR コード欄に重なることがないようにしてください。

6　手形用紙の右上辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載が QR コード欄に重なることがないようにしてください。

7　手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。

8　手形用紙は、当行所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。

9　自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえて自署してください。
　ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

以　　上

(2022.11.4)

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6		7			8	
漢数字	壹	壱	弌	弐	弍	貳	貳	参	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌

	9		10		100			1,000			10,000	
漢数字	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉　金、円、圓（円の異体字）、億

※　お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●約束手形用紙

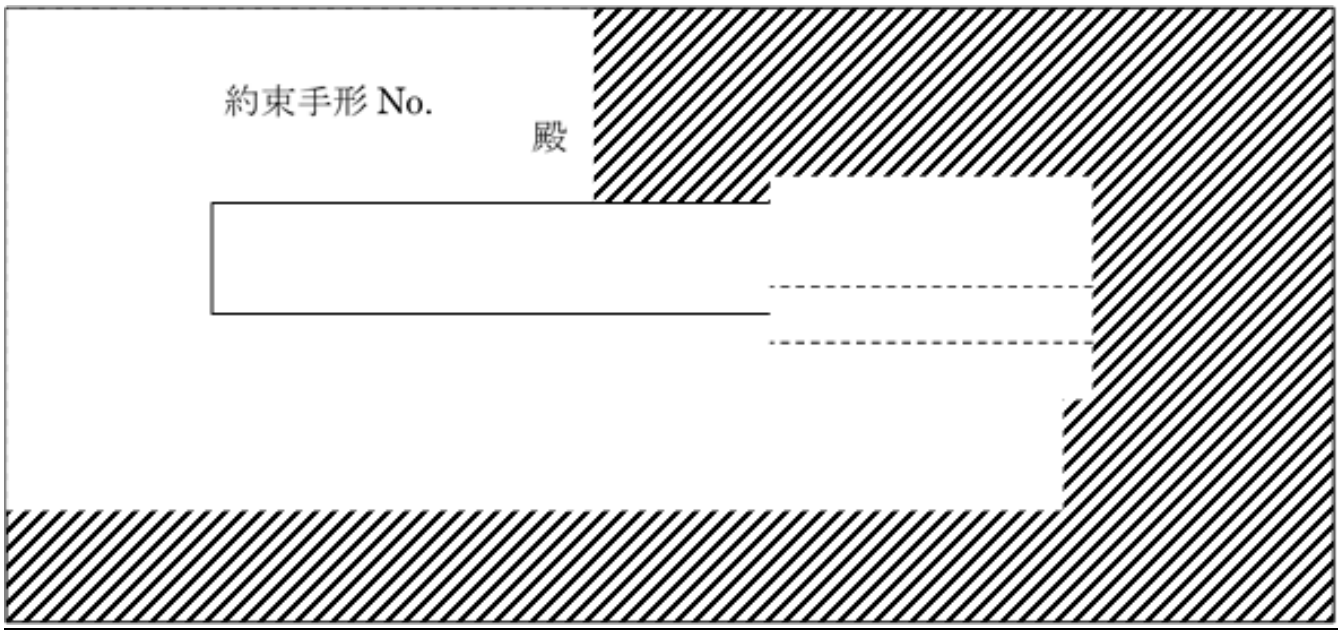

為替手形用法

1　この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。

2　手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確めてください。

3　手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。

なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

4　振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

5　(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。

(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1,2,3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終わりには「※」、「☆」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「,」を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4)　金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

6　金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を押印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。

7　当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名捺印には、当店へお届けのご印章を使用してください。

8　手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。

9　手形用紙は大切に保管してください。

当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。

10　手形用紙は、当行所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。

11　自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。

ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

以　　上

(2022.11.4)

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6		7			8	
漢数字	壹	壱	弌	弐	弍	貳	貳	参	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌

	9		10		100			1,000			10,000	
漢数字	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉　金、円、圓（円の異体字）、億

※　お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●為替手形用紙

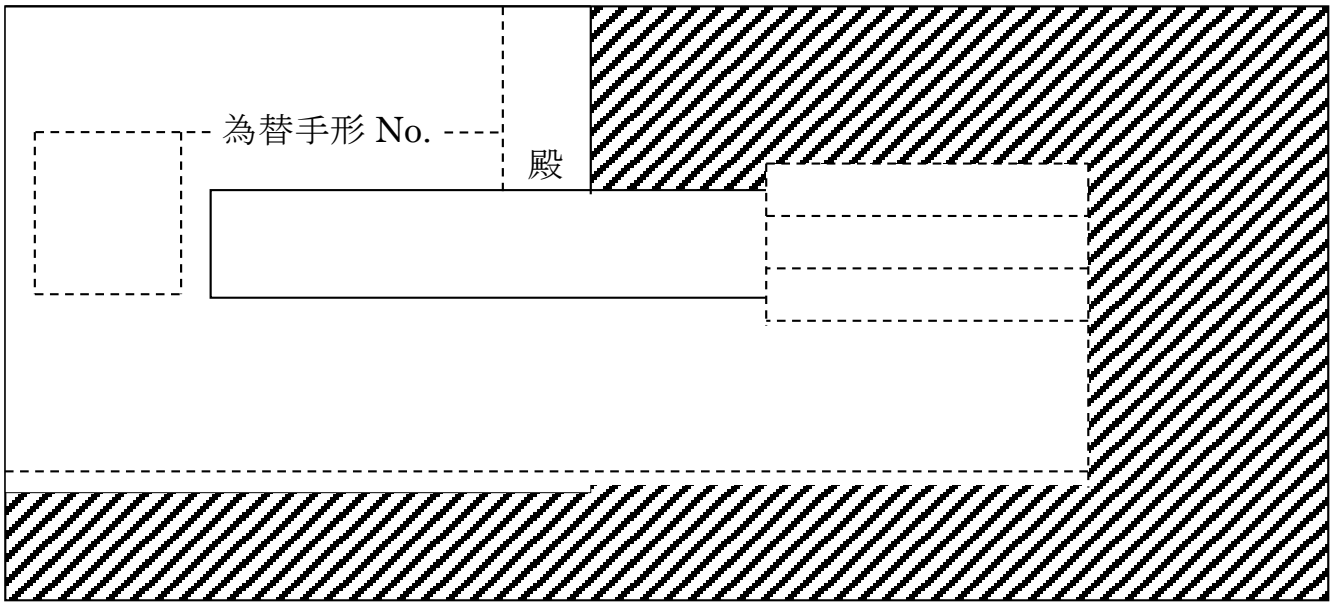

休眠預金等活用法にかかる規定

この規定は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等にかかる資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき定めるもので、つぎの預金規定に適用します。
なお、この規定は、当該預金の各規定に加えて適用するものとします。

当座勘定規定、個人当座勘定規定、預金共通規定、総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、定期預金（通帳式）規定、納税準備預金規定

１（休眠預金等活用法にかかる最終異動日等）

（１）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①　当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日

②　将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日

③　当行が預金者に対して、休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

④　この預金が、休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（２）前項第２号において、将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①　預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回償還日）

②　定期預金等について
　初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合当該事由が生じた期間の満期日

ａ　異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます）

ｂ　当行が預金者に対して、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

③　法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと。　当該支払停止が解除された日

④　この預金について、強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと。　当該手続きが終了した日

⑤　法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと。（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

２（複数の預金を一冊の通帳にまとめた商品「総合口座（通帳）、定期預金（通帳）、通知預金（通帳）」の最終異動日等）

この取引における預金のいずれかに将来の債権の行使が期待される事由（前条第２項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

３（休眠預金等代替金に関する取扱）

（１）この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（２）前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金にかかる休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（３）預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

①　この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払にかかるものを除きます。）が生じたこと

②　この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③　この預金にかかる休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④　この預金にかかる休眠預金等代替金の一部が支払われたこと

（４）当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①　当行がこの預金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②　この預金について、前項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③　前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

４（規定の変更）

（１）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の４の規定にもとづき変更するものとします。

（２）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。

（３）前二項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以　　上

（2024.10.1）